２　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該公認会計士等であつた者に通知しなければならない。

（登録の抹消等に関する事項の登録）

第十二条　協会は、公認会計士等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

一　法第二十一条第二項の規定により公認会計士等の登録が抹消されたとき　第二条第六号に掲げる事項

二　法第二十九条に規定する懲戒処分又は法第三十一条の二第一項の規定による命令を受けたとき　第二条第七号に掲げる事項

（金融庁長官への通知）

第十三条　協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行つたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第一号

公　認　会　計　士　登　録　名　簿

［略］
自らその業務を営む場合
［略］
監査法人の社員である場合
［略］
他の公認会計士等の事務所に勤務する場合
［略］
監査法人に勤務する場合
［略］
会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である場合
会社その他の者の商号又は名称
主として執務する事業所その他の施設　名称
主として執務する事業所その他の施設　所在地
会社その他の者に勤務する場合
会社その他の者の商号又は名称

２　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

（懲戒処分の登録）

第十一条　協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

（金融庁長官への通知）

第十二条　協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第一号

公　認　会　計　士　登　録　名　簿

［同左］
自ら業務を営むとき
［同左］
監査法人の社員のとき
［同左］
他の公認会計士等の事務所に勤務するとき
［同左］
監査法人に勤務するとき
［同左］
公認会計士となる資格　年　試験　合格証書番号　第　号
公認会計士となる資格　全科目免除
公認会計士となる資格　年実務補習修了
公認会計士となる資格　修了確認番号　第　号
公認会計士となる資格　年業務補助等終了
公認会計士となる資格　報告書受理番号　第　号
［同左］